

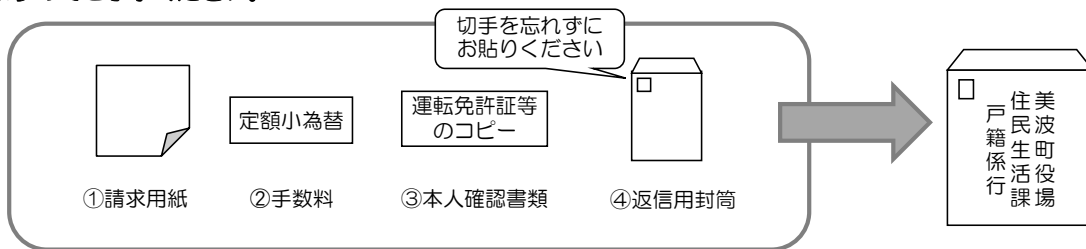
郵送による請求方法のご案内

戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、身分証明書は、本籍地の市区町村のみでの発行ですので、本籍地が遠距離の方は、郵送による請求をお勧めします。
 なお、戸籍届書受理証明・戸籍届出記載事項証明は、戸籍の届出を提出した市区町村のみでの発行となります。

① 交付請求書	必要事項を記入してください。 ※内容の確認が必要となる場合がありますので、平日の日中に連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。	
② 手数料	郵便局で取り扱っている 定額小為替 または 現金書留 でお送りください。 ※定額小為替の表裏とも何も記入しないでください。 ※定額小為替の有効期限は発行日から6ヶ月です。	
	●戸籍（謄本・抄本）	1通につき450円
	●改製原戸籍（謄本・抄本）	1通につき750円
	●除籍（謄本・抄本）	
	●戸籍の附票（謄本・抄本）	1通につき300円
	●身分証明書	
	●戸籍届書受理証明	1通につき350円
●戸籍届書記載事項証明		
③ 本人確認書類の写し	請求者のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳等コピーしたものを同封してください。 ※法人請求の場合は、法人と請求の任に当たっている方の関係を証明するコピーも必要です。（社員証・雇用関係を確認できる保険証等）	
④ 返信用封筒と切手	封筒に住所と氏名を記入し、切手を貼ってください。 ※返送先は請求者の住民登録地となります。 ※料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」により返送致します。	

①～④すべてを同封し、美波町役場住民生活課へ郵送してください。

※請求先の戸籍簿で、請求者との関係（続柄）が確認できない場合、関係（続柄）がわかる戸籍謄本等を添付していただくこととなりますのでご了承ください。



※ 第三者請求の方は、上記①～④に加え次のいずれかの添付書類が必要です。

- 直系親族からの委任状
- 正当な請求理由を明らかにするための疎明資料

ご不明な点がございましたら、住民生活課までお問い合わせください。

～お願い～

郵便の配達日数と役所の処理日数が必要ですので、日数に余裕をもってご請求ください。
 なお、お急ぎの方は速達をご利用ください。

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町役場 住民生活課 戸籍係 宛

0884-77-3613（直通）

